

津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル審査要領

津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル要領」(以下、「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- ①LINE 活用に関する基本的な考え方、企画概要・構成等 (配点20点)
- ②活用方法 (該当機能:機能要件一覧「A～E」) (配点25点)
- ③活用方法 (該当機能:機能要件一覧「F」) (配点10点)
- ④活用方法 (該当機能:機能要件一覧「G～I」) (配点5点)
- ⑤その他の機能を活用した独自提案 (配点5点)
- ⑥類似業務の実績 (配点5点)
- ⑦業務の実施体制 (配点5点)
- ⑧経費見積 (配点25点)

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別途定める「審査基準」に基づき各方面から総合的に審査を行う。

審査委員会開催日程・場所

日程:令和8年7月中旬(予定)

場所:津野町役場本庁舎

4. 審査の方法

(1) 審査

- ①審査は、審査委員会において書類およびプレゼンテーションを実施の上行う。
- ②審査は、提出された書類・プレゼンテーション内容について採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。審査員ごとに「審査点」の合計が高いものから順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とします。

(例 1位=1点、2位=2点、3位=3点、・・・)

上記により求められた「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の最も低い者から順に最優秀企画提案者と次点者を選定する。同点者が生じた場合は、経費見積が安価な者を上位とする。

- ③各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ④すべての審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、最優秀企画提案者と次点者を決定する。最優秀企画提案者に本事業の優先交渉権を与え、契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。
- ⑤審査による審査点の合計が、満点の2分の1（最低基準）に満たないときは失格とする。なお、参加者が1者の場合は、審査点の合計が最低基準を超えた場合のみ最優秀企画提案者とする。

(2) プレゼンテーション

- ①対面またはZoomによるオンラインのプレゼンテーション及び質疑応答を予定している。日時、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。なお、参加申込者が多数の場合、提出書類を基に書類選考を行い、あらかじめプレゼンテーションを行う者を選定することがある。
- ②プレゼンテーションの時間は、1者20分間以内（予定）とする。質疑応答10分間を参加者ごとに行う。対面によるプレゼンテーションの場合は出席者は3名以内とし、業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず1名出席すること。オンラインによるプレゼンテーションの場合は業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず1名出席すること。
- ③オンラインによるプレゼンテーションへの参加については、参加事業者自身で必要機器（PC、通信環境等）を準備することを前提に可とする。また、使用するパソコンは各自で用意すること。また、ZoomのミーティングIDを作成し、URLをプレゼンテーション実施日の2日前までに町へ通知すること。

(3) 審査結果の発表

審査結果については、令和8年7月中旬～下旬（予定）までに、すべての参加者に文書を発送する。